

武雄市 男女共同参画企業意識調査を 実施しました

- ◇ 調査の概要
 - 調査対象 武雄市内にある従業員20人以上の民営事業所及び国・地方公共団体の事業所
 - 対象数 218事業所
 - 民間事業所：182事業所
 - 公的事業所：36事業所
 - 調査時期 平成20年11月～12月
 - 調査方法 郵送による発送・回収
 - 回収件数 109事業所(51%)
 - 調査内容
 - ① 属性
 - ② 育児休業について
 - ③ 看護・介護休業について
 - ④ 仕事と家庭の両立支援について
 - ⑤ 管理職数について

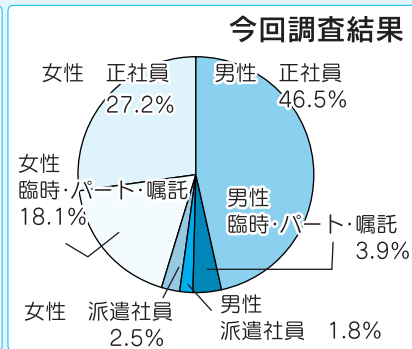
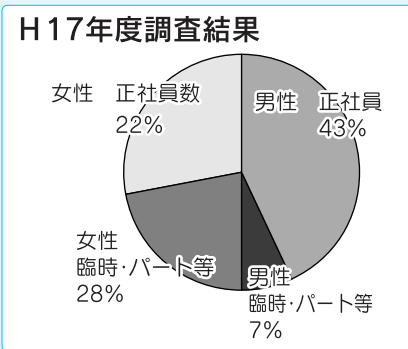
武雄市では武雄市男女共同参画推進市民会議と協働で、市内の企業・事業所における仕事と家庭の両立支援の推進状況、男女共同参画の意識などを把握し、今後の施策推進のための基礎資料とするとともに、市内企業・事業所における男女共同参画及び両立支援の広報・啓発の機会とするを目的とし、意識調査を実施しました。

市内事業所の皆様、ご協力ありがとうございました。

今回は、紙面の都合上主に育児休業と介護休業についての掲載をします。

調査結果の数値

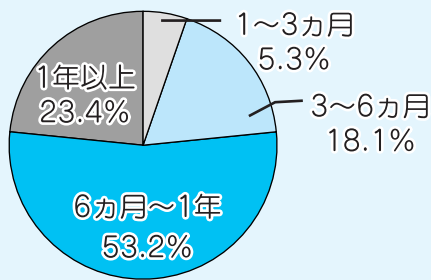
① 社員数と社員構成



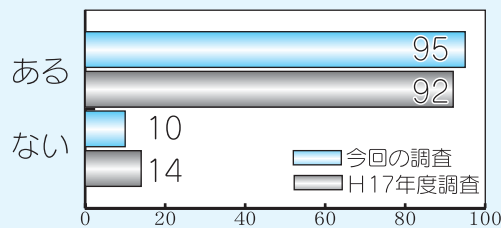
	男性	女性
正社員	3,092	1,805
臨時・パート・嘱託	261	1,206
派遣社員	120	163

(人)

● 育児休業の取得期間



● 職場に育児休業のとりきめがあるか(事業所数)



② 育児休業について

● 育児休業の取得者

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

	取得人数
男性	2
女性	96
合計	98

(人)

今回の調査結果は、市役所の情報公開コーナーで閲覧することができます。

初めて男性の育児休業の取得が2人であった。育児休業制度が働く男女の子育て支援として理解が進み、当事者だけでなく社会の中でも深まってきている。

平成20年度

武雄市内企業アンケート
調査結果について

佐賀大学 上野 景三

武雄市では、平成17年度に続き、平成20年度において市内の企業アンケートを実施した。今回は、合併後の調査になることから、前回と単純に比較しづらい面がある。また、調査実施時期が、リーマン・ショック以降のことであり、この影響がどのような形でいるのかをみることは、今の段階では難しい。

限られた条件の中でのコメントであることを最初にお断りしておきたい。その上で、いくつか特徴的な点を指摘しておきたい。

まず、佐賀県全体でもそうであるが、武雄市においても女性の就労率が高いという点である。労働人口の男女構成比は、ほぼ等しい。しかし、男性が正規雇用であるのに対して、女性は非正規雇用が多い。女性が短いのは、これまで同様であり、不安定雇用の問題であると考えられる。

育児休業については、制度的には進んできたと言える。

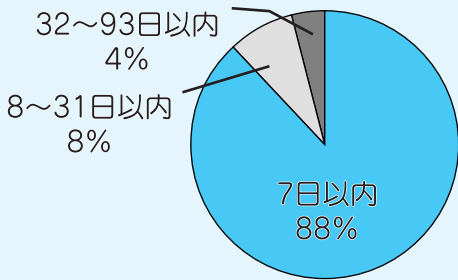
特に男性の取得者が二人いたことは、注目される。民間企業で一人とはいえ、取得者であったことは、特筆に値する。だが、この問題は、制度があっても取得しづらい点にあるので、別の角度からの調査と分析が必要である。

介護休業・看護休暇については、取り決めが平成17年度よりは、若干進んだ程度であると言わざるをえない。武雄市においては、まだ家族内介護・看護の体制がとれていることから、取得者も少ないことが考えられる。しかし、とくに家族介護の体制がとれていることは、女性の早期退職を招いていることが考えられる。また、将来的には、家族構成の在り様が大きく変化し、武雄市内においても、家族介護・看護体制がとれないケースが増加することが予測される。

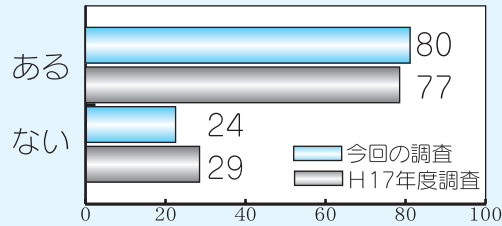
今回の調査は、事業所の意識の改善の問題だけでなく、武雄市において、働きやすく暮らしやすく、子育てしやすい地域社会づくりを目指し、働き方の問題について男女共同参画の視点から取り組んでいってほしい。

③ 看護・介護休業について

● 看護・介護休業の取得期間



● 職場に看護・介護休業のとりきめがあるか



● 看護・介護休業の取得者

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

休業種別	取得人数	該当事業所数
介護休業		
男性	1	2社中
女性	1	
看護休暇		
男性	7	23社中
女性	16	

問 政策部男女参画課

(23)9141

社内規定がある事業所は76.2%で、H17年度の73%より3%アップした。内訳は、公的事業所は全事業所で規定があるが、民間事業所では、回答した86事業所中、58事業所があると答えている。育児休業(民間74事業所)よりまだ低い。

6月22日～28日は
男女共同参画週間です

男女の人権が尊重され、豊かで活力のある社会実現を目指し、「男女共同参画基本法」が制定され、10年が経ちました。

この週を改めて身近な男女共同参画を見直す機会としてみませんか？

武雄市女性総合相談窓口

こころ、からだ、性差別、家族、夫婦、子育て、DV、女性に対する暴力、生き方、人間関係の悩みなどを、女性の立場に立って、女性の相談員がお伺いします。

■日 時 毎週月・木曜日/9:00～16:00

(※第3月曜・祝日を除く)

専用ダイヤル (電話相談・面接相談)

0954(27)7001